

対象案件	北広島市空家等の適切な管理に関する条例の制定について
意見募集期間	平成 28 年 1 月 4 日(月)から平成 28 年 2 月 2 日(火)まで
担当部署(問合せ先)	市民環境部市民課 電話 011-372-3311 内 700
意見提出件数	意見提出者数 2人
	意見提出件数 6件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
市の責務の中に、市内の空家に関する情報の収集を加えてはいかがですか。	ご意見のとおり、市の責務に「空家等の適切な管理に関し必要な情報の収集に努めるものとする。」を加えることとします。
空家に関する情報の収集として、地域のことを把握している町内会(自治会)から情報提供を求めてはいかがでしょうか。	今後、適切に管理されていない空家の実態調査等を行う予定でありますが、実態把握の方法としては、水道(休止状態)情報を利用したり、ご意見にありました町内会(自治会)に情報提供の協力をお願いするなどの方法を想定しているところであり、今後検討してまいりたいと考えております。
市の責務の中に、「地域の生活環境に深刻な影響…」とありますが、生活環境だけでなく、景観を悪化させる場合も加えてはいかがですか。	特別措置法において「地域の生活環境に深刻な影響」とは、そのまま放置すれば倒壊等保安上危険となるおそれのある状態、または衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態等を指していることから、条例においても特別措置法同様「生活環境に深刻な影響」の中には、「景観の悪化」も含まれていますので、あえて記述しないこととします。

<p>審議会には自治会の代表や公募の市民も加えていただきたい。</p>	<p>審議会は、空家等対策の推進に関する特別措置法で定める特定空家等の認定や、特定空家等に対する措置の実施に関することを会の所掌事務と定めます。このことから、特定空家等の認定や措置については公平中立な判断が重要となりますので、構成員として学識経験者や建築等に関する知識者、自治連合会代表者等を考えております。</p> <p>なお、市民参加につきましては、審議会とは別に設置する「北広島市空家等対策推進協議会」に参加していただき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための空家等対策計画の作成や変更等に関する協議を行うこととしております。</p>
<p>空家等対策の推進に関する特別措置法第12条に規定する空家等の適切な管理の促進に基づき、所有者が空家を十分管理、あるいは処分できるような支援策を講じる事を希望します。</p>	<p>市では、今後、特別措置法第6条の規定に基づく(仮称)北広島市空家等対策計画を作成する予定ですが、その中で空家の活用や除却・リフォームに対する支援等について、検討することとしております。</p>
<p>学識経験者で構成する審議会の設置は、本条例の内容に対する費用対効果の面で時期尚早です。特別措置法と同じく「設置できる。」としてください。</p> <p>ただし、空家の活用を推進するためや、空家等の適切な管理の促進を図る目的で、実効的な対策を検討実施するための協議会であれば、早期の設置が望まれます。</p>	<p>今後空家対策を講じるうえで、審議会では特別措置法で定める特定空家等の認定や、特定空家等に対する措置の実施に関することを審議することとしていますので、審議会を早期に設ける必要があります。このことから条文では「設置する。」と規定します。</p> <p>なお、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、審議会とは別に、特別措置法第7条の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更等に関する協議を行うための「北広島市空家等対策推進協議会」を設置することとしています。</p>